

関東信越税理士会 熊谷支部2月例会次第

日時 平成26年2月7日(金)
午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 1月14日(火)	支部研修会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 1月14日(火)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 1月14日(火)	県連常務理事会・理事会・賀詞交歓会	於	パレスホテル大宮
(4) 1月16日(木)	熊谷地区税務指導四者協議会	於	熊谷会館
(5) 1月20日(月)	農業青色申告会との協議会	於	くまがや農業協同組合本店
(6) 1月23日(木)	青色申告会新春賀詞交歓会	於	マロウド
(7) 1月30日(木)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(8) 1月30日(木)	正副支部長・地域長との協議会	於	支部事務局
(9) 1月31日(金)	e-tax研修会	於	埼玉工業大学
(10) 2月 4日(火)	e-tax研修会	於	埼玉工業大学
(11) 2月 5日(水)	埼玉県宅地建物取引業協会新年賀詞交歓会	於	埼玉グランドホテル深谷

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 2月7日(金)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部理事会
日時 2月7日(金)午前11時00分～12時30分
場所 ホテルガーデンパレス3F芙蓉
- (3) 支部研修会
日時 2月7日(金)午後1時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 確定申告期研修
講師 熊谷税務署担当官
- (4) 富岡清後援会新春の集い
日時 3月9日(日)午後3時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (5) 県連支部長会
日時 3月19日(水)午後3時00分～
場所 埼玉県税理士会館
- (6) 熊谷さくらマラソン参加
日時 3月23日(日)
場所 熊谷市内(ハーフ・10km・5km)
- (7) 例会・地域例会・署との協議会
日時 3月28日(金)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (8) 確申期慰労会
日時 3月28日(金)午後5時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
会費 無料
- (9) 正副支部長・署との協議会
日時 4月1日(火)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (10) 正副支部長・地域長会議
日時 4月1日(火)午後4時45分～
場所 支部事務局

3. その他の協議報告事項

(1)各愛好会の代表の方は平成26年3月31日現在の会員名簿と本年度(設立日～H26.3.31)の事業報告・決算書(適宜の形式)を事務局に提出して下さい。

尚、現在以下の愛好会があります。入会希望の会員は各愛好会又は事務局までご連絡下さい。

- ①音楽愛好会(代表 山崎浩成) ②麻雀愛好会(代表 中村敏行)
③海外旅行有志の会(代表 本塚雄一郎) ④ゴルフ愛好会(代表 竹村宗一)

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

転出

氏家健二(平成26年1月20日 栃木県足利支部へ転出)

〒326-0024 栃木県足利市若草町3-13

税理士法人東京さくら会計事務所-足利事務所

TEL 0284-44-0535

事務所移転

柴崎 健(平成26年1月27日 変更登録)

〒360-0856 熊谷市別府1-20-1

TEL 533-2205 FAX 533-6052

6. 次回例会予定

日時 3月28日(金) 午後4時00分～ 支部例会・署との協議会
確定申告期慰労会

日時 3月28日(金) 午後5時00分～6時30分

場所 ホテルガーデンパレス

*バス 午後 3時40分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

*今後の例会日日程を掲載しました。(平成26年2月7日現在)

4月例会	4月 7日(月)	午前9時30分～
5月例会	5月 7日(水)	午前9時30分～
6月例会	6月16日(月)	午後1時20分～
8月例会	8月 7日(木)	午後3時50分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。 法定資料の提出はe-taxの利用をお願いします。

平成26年2月7日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部

支 部 長 渡 辺 実

副支部長 曾 根 和也

広報部長 長谷部好一

桜の写真コンクール開催のご案内

早春の候、皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、確定申告期が過ぎるとまもなく桜の季節となります。近年は東日本大震災の影響等により開催しておりませんでした、今年は「桜の写真コンクール」を開催することとなりました。

皆様からご応募いただいた作品のうち最優秀賞については、支部ホームページ「桜の里」の表紙として掲載させていただく予定です。

要領は下記のとおりですので、奮ってご応募の程宜しく願いいたします。

記

1. テ ー マ 桜（桜の花そのもの、桜のある風景等）
2. 撮 影 地 限定なし
3. 写真の版 キヤピネ版またはL版
※写真の裏に氏名と撮影地を記入してください。
※応募作品は返却しませんのであらかじめご了承ください。
4. 枚数制限 一人2枚まで
5. 提出期限 平成26年4月30日（水）支部事務局必着
6. 表彰対象 最優秀賞 優秀賞 佳作
※入賞した会員には記念品を贈呈する予定です。
※入賞した場合には画像データをご提出ください。
7. 選考基準 例会時に投票により行い、同点の場合には撮影地が熊谷税務署管内の作品を優先します。

以上

設立趣意書

関東信越税理士会熊谷支部海外旅行有志の会一同 平成25年10月3日

私たち税理士にとって、今日の予測し得ない経済環境下において、税理士業務を適切に営むことは困難をきわめます。そのためには税理士業務への的確な対応力と卓越した戦略が不可欠であります。

これからの新しい税理士業経営のあり方を考えていく上で、自ら新しい発想を取り入れるだけでなく、職業会計人として柔軟な発想を身につけ、税理士相互の意思疎通が必要不可欠となります。

私達は関東信越税理士会熊谷支部の会員として有益な繋がりを持ち、税理士及び社会人としての経験を相互に研修し合う事が非常に大切と考えます。また、熊谷支部を母体とする会員相互の親睦を通して、「内外の文化の違い」や「国情の違い」等無形の知的な財産を習得し、見聞を広げて参りたいと考えます。

私達はその意味から有益な親睦会活動により会員相互の情報を交換し、また、職業会計人として同伴者を含めての親睦の和を広げられる組織として、ここに『海外旅行有志の会』を創立します。

関東信越税理士会熊谷支部 海外旅行有志の会入会申込書

会長 本塚雄一郎様

趣旨に賛同し、関東信越税理士会熊谷支部「海外旅行有志の会」への入会を申し込みます。

平成 年 月 日

住 所

会員氏名

印

電話番号

携帯番号

メールアドレス

パスポート番号

★この入会申込書は「海外旅行」に行くことになった場合、当初の諸連絡をスムーズにするために事前に提出頂くもので、それ以外の負担は一切ありません。

熊谷支部会員各位

平成26年2月7日

海外旅行有志の会
会長 本塚雄一郎

平成26年度海外旅行のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より海外旅行有志の会の運営にご協力を賜り誠に有り難うございます。

海外旅行有志の会はお陰様で平成25年10月3日に熊谷支部により認可されました。これも、会員皆様方のご理解の賜であると心から感謝申し上げます。

さて、過年度に於いては、正式な「有志の会」の発足前でしたが、シンガポール、ベトナム(ホーチミン)等、楽しい企画で海外旅行を開催をして参りましたが、平成26年の旅行企画は別添の資料の通り、インドネシア バリ島に決定しました。

つきましては、日頃の忙しい仕事を離れての思い出深い旅行になるものと思いますので、ご家族の皆様ともども万障お繰り合わせの上、何卒ご参加賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

◇日 程 平成26年7月10日(木)～平成26年7月15日(火) 4泊6日

◇場 所 インドネシア バリ島

◇予 算 約26万円

◇備 考 通常、出発日前日は成田のホテルに前泊をしておりますが、出発日に成田集合でも可能です。

◇締 切 平成26年4月18日(金)

-----このまま返信ください-----

参加届け(FAX 048-521-9612 支部事務局宛)

上記旅行に(参加・不参加を○で囲んでください)

参加します

参加できません

氏名

--

平成26年2月3日

県連会長

卷二

支
部
展

關東信越税理士会

德 小 林 長 谷

母胎障子

關東趙氏

「テレビCM放送」のお知らせ

[illegible]

また、税理士会広報につきましては、日ごろから特段のご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、標記について、日本税理士会連合会において、下記のとおり実施することとなり
ましたのでお知らせいたしますとともに、例会等を通じて支部会員への周知をお願いいた
します。

孔

1 テレビCMの放送

- (1) 放送期間 平成26年1月～3月
- (2) テレビ番組名及び放送時間 別紙「一覧表」を参照ください。
- ◆モーニングバード! (毎週金曜 8:00～9:55) <朝日テレビ系>
- ◆とくダネ! (毎週金曜 8:00～9:55) <フジテレビ系>

[illegible]

支部長各位

日ごろから会務運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

支部長の皆様には、年明けから関係諸団体行事への出席等々、会務及び業務にお忙しいところ、支部会員の皆様への情報提供にお手数をおかけしておりますが、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今回は消費税率引上げ及び生産性向上設備投資促進税制の適用開始に関する情報をお送りしますので、支部会員の皆様への周知方お願いします。

1 「消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&A」

このたび国税庁から消費税に関するQ&Aが公表され、同庁ホームページに掲載されました。公表された項目は、このメールに添付したQ&Aの目次をご覧ください。

なお、添付したQ&Aは、ページ数を圧縮するため国税庁公表版から「凡例」を省略し、体裁のみ変えたものです。

・「消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&A」(平成26年1月)[PDF/175KB]

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/201401qa.pdf>

2 生産性向上設備投資促進税制

先の臨時国会において、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的に、企業の提案に基づく「規制改革」を実行するための新たな特例措置、「産業の新陳代謝」を促進するためのベンチャー投資や事業再編の促進などの措置を講じた「産業競争力強化法」が成立し、その後の施行日政令の閣議決定を経て、平成25年1月20日から施行されています。そして、これに伴い生産等設備投資促進税制の適用が開始されました。

今月21日にお送りした「平成26年度税制改正の大綱の重要項目抜粋」(1～2ページ)にもありますが、制度の概要は次のとおりです。

対象設備である生産性向上設備等には、「先端設備」と「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の2種類があり、このうち先端設備は最新モデル要件や生産性向上要件などを満たすものが対象で、メーカー等が所属する工業会等の証明が必要となります。

この制度は、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に生産等設備を構成する一定の減価償却資産で、生産性向上設備等に該当するもののうち、一定規模以上のものの取得等をして国内で事業供用した場合、即時償却又は取得価額の5%(建物及び構築物は、3%)の税額控除が適用できます(平成28年4月1日以後の取得等は税額控除割合等を引下げ)。

なお、26年3月決算法人など平成26年4月1日前終了事業年度で、平成26年1月20日から平成26年3月31日までの間に対象資産を取得等した場合、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却又は税額控除が適用できることになっています。

また、日税連ホームページから経済産業省のパンフレット等がご覧いただけます。
経済産業省ホームページ 生産性向上設備投資促進税制

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

総合企画部長 福島利夫

支部長各位

平素から会務運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり昨年12月12日に与党の平成26年度税制改正大綱が公表され、同24日に「平成26年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

今後、1月24日に召集される通常国会において税理士法改正を含む税制改正法案が予算関連法案に組み込まれ、3月末までに審議・決定されることになります。

つきましては、別添の「平成26年度税制改正の大綱の重要項目の抜粋」を作成しましたので、支部会員の皆様に配付するなどして、周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、「平成26年度税制改正の大綱」(政府大綱)及び「平成26年度税制改正大綱」(与党大綱)の詳細は、本会ホームページ「税理士会から会員の皆様へのお知らせ ⇒ 平成26年度税制改正の大綱が閣議決定されました」からご覧いただくことができます。

<http://www.kzei.or.jp/news/zeirishi/2013/12/24-133349.html>

また、日税連会報「税理士界」1月号(第1312号)には、池田会長による平成26年度税制改正大綱を受けての「税理士法改正に関する経過報告」が掲載されております。

支部長の皆様には、確定申告期を控え何かとお忙しい時期におけるお願いで誠に恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

総合企画部長 福島利夫

消費税率引上げに伴う資産の譲渡等の適用税率に関するQ&A

(平成 26 年1月 国税庁消費税室)

I 施行日をまたぐ資産の譲渡等	
問1 事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い	1
問2 月ごとに役務提供が完了する保守サービスの適用税率	1
問3 保守料金を前受けする保守サービスの適用税率	1
II 所有権移転外ファイナンス・リース取引における分割控除	
問4 リース資産の分割控除	2
III 部分完成基準による資産の譲渡等	
問5 部分完成基準が適用される建設工事等の適用税率	2
IV 賃貸借契約に基づく使用料を対価とする資産の譲渡等	
問6 不動産賃貸の賃借料に係る適用税率	2
V 未成工事支出金	
問7 未成工事支出金として経理したものの仕入税額控除	3
VI 建設仮勘定	
問8 建設仮勘定として経理したものの仕入税額控除	3
VII 短期前払費用	
問9 短期前払費用として処理した場合の仕入税額控除	3-4
VIII 元請業者が作成する出来高検収書	
問10 出来高検収書に基づき支払った工事代金の仕入税額控除	4

I 施行日をまたぐ資産の譲渡等

(事業者間で収益・費用の計上基準が異なる場合の取扱い)

問1 当社(A社)では、検収基準により仕入れを計上しています。ところで、当社と取引先(B社)の収益、費用の計上基準の違いにより、当社が、4月初旬に検収基準により仕入れを計上したものであっても、取引先が出荷基準によっている場合、施行日(平成26年4月1日)前に出荷された商品は旧税率(5%)が適用されるので、取引先(B社)から、旧税率(5%)に基づく消費税額等が記載された請求書が送付されてくるものと考えられます。このような場合、当社の仕入税額控除の計算はどのように行えばよいですか。

【答】 新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます(改正法附則2)。

照会の事例は、B社がA社に対して、施行日前に行った課税資産の譲渡等ですので、A社においても、旧消費税法の規定に基づき仕入税額控除の計算を行うこととなります。

(月ごとに役務提供が完了する保守サービスの適用税率)

問2 当社は、事務機器の保守サービスを行っており、保守サービスの年間契約(月額〇〇円)を締結しています。この保守サービスについては、月ごと(20日締め)の作業報告書を作成し、保守料金を請求しています。この場合、施行日(平成26年4月1日)をまたぐ3月21日から4月20日までの期間に対応する保守サービスについては、新税率(8%)が適用されますか。

【答】 照会の役務提供契約は、月ごとに役務提供が完了するものと考えられます。

したがって、平成26年3月21日から同年4月20日までの役務提供については、その役務提供の完了した日である4月20日における税率(8%)が適用されることとなります。

(注) 1か月分の料金を日割り計算する等により、3月21日～3月31日の期間に相当する金額を算出することも可能ですが、照会のような取引は、毎月20日締めとしている1か月分の計算期間が一の取引単位であると認められることから、その取引単位ごとに同一の税率が適用されます。

(保守料金を前受けする保守サービスの適用税率)

問3 当社は、事務機器の保守サービスを行っており、保守サービスの契約期間を平成26年4月以後1年間とする保守契約を平成26年3月31日までに締結するとともに、同日までに一括して1年間の保守料金を前受けしています。

なお、この保守契約は、月額〇〇円として保守料金を定めており、中途解約があった場合には、未経過期間分の保守料金を返還することとしています。

この保守契約に係る取引について、1年間分を一括收受し、前受金として計上したものを毎月の役務提供の完了の都度、収益に計上することとしていますが、この場合において、施行日(平成26年4月1日)以後、毎月の役務提供の完了の都度、収益に計上する際の適用税率はどのようになりますか。

【答】 役務の提供による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあつては、その目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しないものにあつては、その約した役務の全部を完了した日とされています(基通9-1-5)。また、前受金に係る資産の譲渡等の時期は、現実に資産の譲渡等を行った時とされています(基通9-1-27)。

照会の保守契約は、契約期間は1年間であるものの、保守料金が月額で定められており、その役務提供が月々完了するものですので、この保守契約に基づき計上した前受金に係る資産の譲渡等の時期は、現実に毎月の役務提供が完了する時であり、その時の消費税率が適用されます。

したがって、施行日以後、役務提供が完了するものについては、新税率(8%)が適用されることとなります。

Ⅱ 所有権移転外ファイナンス・リース取引における分割控除

(リース資産の分割控除)

問4 所有権移転外ファイナンス・リース取引(所得税法施行令第120条の2第2項第5号又は法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する「リース取引」をいう。)につき、賃借人が賃貸借処理(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をいう。)をしている場合には、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理(以下「分割控除」という。)が認められています。

平成26年3月31日までに引渡しを受けたリース資産について分割控除する場合は、平成26年4月1日以後の支払いに係る分割控除についても旧税率(5%)に基づき行うこととなります。

【答】 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース資産の譲渡として取り扱われますので、消費税率は、当該リース資産の譲渡があった時の税率が適用されます。

したがって、平成26年3月31日までに引渡しを受けたリース資産に係る分割控除については、旧消費税法の規定(旧税率(5%))に基づき行うこととなります。

Ⅲ 部分完成基準による資産の譲渡等

(部分完成基準が適用される建設工事等の適用税率)

問5 建設工事等(工事進行基準の規定を受けるものを除く。)については、基通9-1-8《部分完成基準による資産の譲渡等の時期の特例》により、一定の事実がある場合には、その建設工事等の全部が完成しないときにおいても、その課税期間において引き渡した建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事代金に係る資産の譲渡等の時期については、その引渡しを行った日とすることとされています。

このような部分完成基準が適用される建設工事等に対する消費税率の適用関係はどのようなものですか。

※ 当該建設工事等は、平成25年10月1日以後に契約を締結したものであり、改正法附則第5条第3項に規定する経過措置は適用されません。

【答】 照会の建設工事等については、それぞれの「部分引渡し」が行われた日により適用税率を判定することとなりますので、

- ・ 平成26年3月31日までの「部分引渡し」については、旧税率(5%)、
- ・ 平成26年4月1日以後の「部分引渡し」については、新税率(8%)
が適用されることとなります。

Ⅳ 賃貸借契約に基づく使用料を対価とする資産の譲渡等

(不動産賃貸の賃借料に係る適用税率)

問6 当社は、不動産賃貸業を営む会社ですが、平成25年10月1日以後に契約する賃貸借契約(改正法附則第5条第4項に規定する経過措置は適用されないもの)における次の賃貸料に係る消費税の適用税率について教えてください。

- ① 当月分(1日から末日まで)の賃貸料の支払期日を前月〇日としている賃貸借契約で、平成26年4月分の賃貸料を平成26年3月に受領する場合
- ② 当月分の賃貸料の支払期日を翌月〇日としている賃貸借契約で、平成26年3月分の賃貸料を平成26年4月に受領する場合

【答】 新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡及び課税仕入れ等について適用されます(改正法附則2)。

照会①は、平成26年4月分の賃貸料であり、施行日以後である平成26年4月分の資産の貸付けの対価として受領するものですから、4月末日における税率(8%)が適用されます。

照会②は、平成26年3月分の賃貸料であり、施行日前である平成26年3月分の資産の貸付けの対価として受領するものですから、支払期日を4月としている場合であっても、3月末日における税率(5%)が適用されます。

V 未成工事支出金

(未成工事支出金として経理したものの仕入税額控除)

問7 基通 11-3-5《未成工事支出金》では、建設工事等に係る目的物の完成前に行った当該建設工事等のための課税仕入れの金額について未成工事支出金として経理した場合においても、当該課税仕入れ等については、その課税仕入れ等をした日の属する課税期間において仕入税額控除を行うこととなりますが、当該未成工事支出金として経理した課税仕入れ等につき、当該目的物の引渡しをした日の属する課税期間における課税仕入れ等とすることも、継続適用を条件として認められています。

当社は、継続して当該未成工事支出金として経理した課税仕入れにつき、当該目的物の引渡しをした日の属する課税期間における課税仕入れとしていますが、この場合において、平成 26 年 3 月 31 日までの課税仕入れの金額について未成工事支出金として経理したものを施行日以後に完成する日の属する課税期間において課税仕入れとすることは、旧消費税法の規定(旧税率(5%))に基づき、仕入税額控除の計算を行うこととなりますか。

【答】 照会のとおりとなります。

VI 建設仮勘定

(建設仮勘定として経理したものの仕入税額控除)

問8 基通 11-3-6《建設仮勘定》では、建設工事等に係る目的物の完成前に行った当該建設工事等のための課税仕入れ等の金額について建設仮勘定として経理した場合においても、当該課税仕入れ等については、その課税仕入れ等をした日の属する課税期間において仕入税額控除を行うこととなりますが、当該建設仮勘定として経理した課税仕入れ等につき、当該目的物の完成した日の属する課税期間における課税仕入れ等とすることも認められています。

当社は、当該建設仮勘定として経理した課税仕入れにつき、当該目的物の完成した日の属する課税期間における課税仕入れとしていますが、この場合において、平成 26 年 3 月 31 日までの課税仕入れの金額について建設仮勘定として経理したものを施行日以後に完成する日の属する課税期間において課税仕入れとすることは、旧消費税法(旧税率(5%))に基づき、仕入税額控除の計算を行うこととなりますか。

【答】 照会のとおりとなります。

VII 短期前払費用

(短期前払費用として処理した場合の仕入税額控除)

問9 当社(12月決算法人)は、平成 25 年 12 月に、平成 26 年 1 月から 12 月までの 1 年間の保守契約を締結し、同月中に 1 年分の保守料金を支払いました。

この保守料金は月極めであり、契約期間が施行日(平成 26 年 4 月 1 日)をまたいでいることから、適用税率は次のとおりとなっています。

- ・ 平成 26 年 1 月から 3 月分までの保守料金には旧税率(5%)
- ・ 平成 26 年 4 月から 12 月分までの保守料金には新税率(8%)

当社は、この保守料金について平成 25 年 12 月期の法人税の申告において、法人税基本通達 2-2-14《短期の前払費用》を適用し、その保守料金の全額をその支払った日の属する事業年度において損金の額に算入することとしています。

ところで、消費税の課税仕入れの時期についても、基通 11-3-8《短期前払費用》の規定により、その支出した日の属する課税期間において行ったものとして取り扱うこととされていますが、この場合、当社は平成 25 年 12 月課税期間の消費税の申告において、当該保守料金の仕入税額控除の計算はどのように行えばよいのですか。

【答】 平成 25 年 12 月課税期間に係る消費税の申告においては、

- ・ 平成 26 年 1 月から 3 月分までの保守料金(旧税率(5%)適用分)についてのみ、仕入税額控除を行い、
- ・ 平成 26 年 4 月から 12 月分までの保守料金(新税率(8%)適用分)に係る消費税等相当額については、仮払金として翌期に繰り越し、翌期の課税期間に係る消費税の申告において、新消費税法の規定(新税率(8%))に基づき仕入税額控除を行うこととなります。

なお、1 年分の保守料金について旧消費税法の規定(旧税率(5%))に基づき仕入税額控除を行う場合には、翌課税期間において、新税率が適用される部分(平成 26 年 4 月分から 12 月分)について 5%の税率による仕入対価の返還を受けたものとして処理した上で、改めて新消費税法の規定(新税率(8%))に基づき仕入税額控除を行うこととなります。

VIII 元請業者が作成する出来高検収書

(出来高検収書に基づき支払った工事代金の仕入税額控除)

問 10 当社(3 月決算法人)は、基通 11-6-6《元請業者が作成する出来高検収書の取扱い》の規定を適用して、出来高検収書を作成し下請業者に記載事項の確認を受けることにより、当該出来高検収書に基づき課税仕入れを計上して消費税の申告を行っています。

ところで、当社は、平成 25 年 10 月 1 日以後に下請業者との間で建設工事等の請負契約(改正法附則第 5 条第 3 項に規定する経過措置は適用されないもの)を締結しているものがあり、下請業者から当該建設工事等の目的物の引渡しを受けるのは、平成 26 年 4 月 1 日以後となることから、工事代金は、新税率(8%)により計算しています。

この取引について、平成 26 年 3 月課税期間に係る消費税の申告において、平成 26 年 3 月 31 日までに出来高検収書に基づき支払った工事代金の仕入税額控除を行う予定ですが、平成 26 年 4 月 1 日より前の課税期間の申告であることから、5%の税率に基づき、仕入税額控除する予定です。

この場合、税率 8%と 5%の差額の 3%分については、どのように処理すればよいのですか。

【答】 照会の取引については、既に旧消費税法の規定(旧税率(5%))に基づき仕入税額控除をした部分について仕入対価の返還を受けたものとして処理した上で、翌課税期間以後の課税期間に係る消費税の申告において、改めて新消費税法の規定(新税率(8%))に基づき仕入税額控除を行うこととなります。

平成 26 年度税制改正の大綱の重要項目抜粋

I 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での決定事項

一 民間投資の活性化

〔新設〕

1 生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置（生産性向上設備投資促進税制）の創設

青色申告書提出法人が、平成 29 年 3 月 31 日までに、生産性向上設備等に該当する機械装置等のうち一定規模以上のものの取得等をして事業の用に供した場合には、取得価額の 50%（建物及び構築物は、25%）の特別償却と取得価額の 4%（建物及び構築物は、2%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除の控除税額は、当期の法人税額の 20%を上限とする。

（注）一定の規模以上とは、それぞれ次のものをいう。

① 機械装置 1 台又は 1 基が 160 万円以上

② 工具及び器具備品 1 台又は 1 基が 120 万円以上

（1 台又は 1 基が 30 万円以上で、かつ、1 事業年度の取得価額合計額が 120 万円以上のものを含む。）

③ 建物、建物附属設備及び構築物 それぞれ一で 120 万円以上

（建物附属設備については、一が 60 万円以上で、かつ、1 事業年度の取得価額合計額が 120 万円以上のものを含む。）

④ ソフトウェア 一で 70 万円以上

（一が 30 万円以上で、かつ、1 事業年度の取得価額合計額が 70 万円以上のものを含む。）

〔延長・拡充等〕

1 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、改組した上、制度の適用期限を 3 年延長する（所得税についても同様とする。）。

二 中小企業対策

〔新設〕

1 生産性向上設備投資促進税制（再掲）

(1) 先端設備について、中小企業者等は、器具備品のうち電子計算機（サーバー（OSを同時取得するものに限る。）及び一定のソフトウェアを対象とする（所得税についても同様とする。）。

（注）機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置については、要件を緩和する。

(2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備における生産性の向上に係る要件について、中小企業者等は、投資計画における投資利益率が5%以上（中小企業者等以外の法人にあっては15%以上）であることとする（所得税についても同様とする。）。

〔延長・拡充〕

1 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除について見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

中小企業者等が産業競争力強化法の施行日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものは、普通償却限度額との合計で取得価額までの特別償却（現行30%の特別償却）ができることとする。

なお、中小企業者等（現行 特定中小企業者等）は、特別償却と特定機械装置等で生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものの取得価額の7%（特定中小企業者等にあっては10%（現行7%））の税額控除との選択適用ができることとし、税額控除の控除限度超過額は、1年間の繰越しができることとする。

（注1） 中小企業者等とは、資本金等が1億円以下の青色申告法人等をいう。

（注2） 特定中小企業者等とは、資本金等が3,000万円以下の青色申告法人等をいう。

2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

三 民間企業等によるベンチャー投資等の促進

- 1 ベンチャー投資を促進するための税制措置の創設
- 2 創業促進のための登録免許税の税率の軽減措置の創設

四 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進

- 1 事業再編を促進するための税制措置の創設
- 2 事業再編等に係る登録免許税の税率の軽減措置の創設

五 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応

- 1 既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設

六 所得の拡大

〔延長・拡充〕

- 1 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件（現行 5%以上）を次の適用年度の区分に応じ次のとおりとする。

- ① 平成27年4月1日前開始適用年度 2%以上
- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の開始適用年度 3%以上
- ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間の開始適用年度 5%以上

(2) 平均給与等支給額に係る要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算基礎の国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に見直した上、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（現行 以上であること）とする。

(注) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に終了する適用年度について適用する。

Ⅱ I に追加して決定する事項

一 個人所得課税

1 給与所得控除の見直し

(1) 給与所得控除の上限の引下げ

給与所得控除の上限について、次のとおり漸次引き下げる。

	現 行	平成 28 年分の所得税	平成 29 年分以後の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

(2) その他

2 金融・証券税制

- (1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、一定の手続きの下で非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることができることとする。

3 土地・住宅税制

- (11) 居住者が耐震基準に適合しない既存住宅を取得した場合において、当該取得日までに耐震改修工事の申請をし、かつ、居住の日までに耐震改修工事を完了していること等の一定の要件を満たすときは、耐震基準適合既存住宅とみなして、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができることとする。

(注) 平成 26 年 4 月 1 日以後に既存住宅を取得し、自己の居住の用に供する場合に適用する。

- (12) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡対価に係る要件を 1 億円（現行 1.5 億円）に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

(注) 平成 26 年 1 月 1 日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。

- (13) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長する。

(14) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。

4 租税特別措置等

【新設】

(1) 個人が、その有する債務について免除を受けたことにより生じる経済的な利益について、次の措置を講ずる。

① 事業を営む個人が、その有する債務につき、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき作成されていることとその他の要件を満たす免除を受けた場合において、当該準則に定められた方法により減価償却資産及び繰延資産等の評価を行っているときは、これらの資産の評価損の額に相当する金額を、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する特例を創設する。

② 個人が、その有する債務につき、破産法による免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる事由により免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の額については、各種所得金額の計算上、総収入金額に算入しない。

(2) 「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」において実施することとされた「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」による給付金については、所得税を課さないこととする。

(3) 「好循環実現のための経済対策」において実施することとされた「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」による給付金については、所得税を課さないこととする。

【延長・拡充等】

(2) 政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の適用期限を5年延長する。

(4) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の措置を講ずる。

① 寄附を受けた株式等を株式交換等により譲渡し、その交付を受けた株式を引き続き公益目的事業の用に直接供する場合には、一定の要件の下で非課税特例の継続適用を受けることができることとする。

(注) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に行われる株式交換等について適用する。

② 国税庁長官の非課税承認の要件である寄附者の所得税等を不当に減少させる結果とならないことを満たす条件に、株式の寄附を受けた公益法人等が当該寄附によりその株式発行人の発行済株式総数の2分の1を超えて保有することにならないことを加える。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる株式の寄附について適用する。

〔廃止・縮減等〕

(1) 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講じる。

- ① 相続財産である土地等を譲渡した場合の特例について、当該土地等を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を、その者が相続した全ての土地等に対応する相続税額相当額から、その譲渡した土地等に対応する相続税額相当額とする。
- ② 相続財産の譲渡に係る確定申告書の提出期限後に、当該相続に係る相続税額が確定した場合には、当該相続税の期限内申告書を提出した日の翌日から 2 月以内に限り、更正の請求により本特例の適用を受けることができることとする。

③ 本特例について、次のとおり現行の取扱いを法令に規定する。

イ 適用対象者の範囲に、非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けていた個人で、当該非上場株式等の贈与者の死亡によって当該非上場株式等を相続により取得した者とみなされるものを加える。

ロ 計算の基礎となる相続税額について、次のとおりとする。

(イ) 農地等についての相続税の納税猶予等の規定の適用があった場合には、その適用後の相続税額とする。

(ロ) 相続税の修正申告により相続税額が異動した場合には、当該修正申告後の相続税額とする。

ハ 対象となる相続財産には、相続財産である土地等に係る換地処分により取得した土地等を含むこととする。

ニ 対象となる相続財産の譲渡には、譲渡所得の起因となる不動産の貸付を含むこととする。

ホ 同一年中に複数の相続財産の譲渡をした場合において、譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額は、当該譲渡をした資産ごとに計算することとする。

(注) 上記①及び②の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合について適用する。

(2) 定額給付金の非課税規定を削除することとする。

5 その他

(3) 譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を加える。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行う資産の譲渡等について適用する。

(4) 雑損控除の対象となる資産の損失金額について、その資産の時価を基礎として計算する方法のほか、その資産の取得価額に基づく価額（その資産の取得価額から減価償却費累積額相当額を控除した金額）を基礎として計算する方法を加える。

(8) 公的年金等に係る確定申告不要制度について、次の措置を講じる。

① 源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者は同制度を適用できないこととする。

② 2 以上の居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者をいずれの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するか判定の基礎となる申告書等の範囲に、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を加える。

(注) 上記①の改正は、平成 27 年分以後の所得税について適用し、上記②の改正は、平成 26 年分以後の所得税について適用する。

二 資産課税

1 復興支援のための税制上の措置

〔延長・拡充等〕

(1) 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、警戒区域設定指示等の対象区域内に居住していた者に係る受贈期限を指示等の解除後 1 年(現行 3 月)に延長する。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 1 月 1 日以後の贈与による取得財産に係る贈与税について適用する。

2 租税特別措置等

〔新設〕

<相続税・贈与税>

(1) 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の創設

① 相続税

イ 概要

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人（仮称）であるときは、担保の提供を条件に、当該相続人の当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、移行計画（仮称）の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税

額を免除する。

ホ 税額控除

相続開始から相続税の申告期限までに、持分の全てを放棄した場合には、納税猶予を適用せず、猶予税額に相当する金額を相続人の納付すべき相続税額から控除する。

② 贈与税

持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分の価額が増加することについて、その増加額（経済的利益）に相当する額の贈与を受けたものとみなして当該他の出資者に贈与税が課される場合において、その医療法人が認定医療法人（仮称）であるときは、担保の提供を条件に、当該他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、当該経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額については、移行期間（仮称）の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

（注）上記の改正は、移行計画（仮称）の認定制度の施行の日以後の相続若しくは遺贈又はみなし贈与に係る相続税又は贈与税について適用する。

〔延長・拡充等〕

＜相続税・贈与税＞

- （1）農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、見直しを行う。
- （2）直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置及び特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、地震に対する安全性に係る規定等に適合しない既存住宅を取得した場合において、当該取得日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、居住の日までに耐震改修工事を完了していること等の一定の要件を満たす既存住宅用家屋を加える。
- （3）相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行う地方独立行政法人を加える。

三 法人課税

1 復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税の課税期間を1年前倒しして終了することとする。

なお、復興特別法人税の課税期間終了後、法人が各事業年度において利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は、各事業年度において利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて、各事業年度の法人税の額から控除する。この場合に、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付する。

2 民間投資と消費の拡大

〔延長・拡充等〕

(1) 交際費等の損金不算入制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

① 交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入することとする。

(注) 飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）を含まない。

② 中小法人に係る損金算入の特例について、上記①との選択適用とした上、その適用期限を2年延長する。

3 地域経済の活性化

4 国家戦略特区

5 地方法人課税の偏在是正

(1) 法人住民税法人税割の税率の改正

法人住民税法人税割の税率を次のとおりとし、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

	現 行		改 正 案	
	[標準税率]	[制限税率]	[標準税率]	[制限税率]
道府県民税法人税割	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%
市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%

(2) 地方法人税（国税）（仮称）の創設

① 納税義務者

法人税を納める義務がある法人は、地方法人税(仮称)を納める義務がある。

② 税額の計算

地方法人税（仮称）額は、各事業年度の基準法人税額（課税標準）に4.4%の税率を乗じて計算した金額とする。

③ 申告及び納付

イ 申告及び納付は、国（税務署）に対して行う。

ロ 申告書の提出期限は、法人税の申告書の提出期限と同一とする。

④ その他

質問検査権、罰則等は、法人税と同様とし、その他所要の規定の整備を行う。

⑤ 適用区分

地方法人税（仮称）は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

(3) 地方法人特別税の税率の改正

地方法人特別税の税率を次のとおりとし、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

	現 行	改 正 案
--	-----	-------

① 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	148%	67.4%
---	------	-------

② 所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率		
------------------------------------	--	--

	81%	43.2%
--	-----	-------

③ 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率		
------------------------------------	--	--

	81%	43.2%
--	-----	-------

(4) 法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率の改正

法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

① 資本金1億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
--	-----	-----

年 400 万円以下の所得	1.5%	2.2%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	2.2%	3.2%
年 800 万円超の所得	2.9%	4.3%

② 資本金 1 億円以下の普通法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	2.7%	3.4%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	4%	5.1%
年 800 万円超の所得	5.3%	6.7%

③ 特別法人の所得割の標準税率

	現 行	改正案
年 400 万円以下の所得	2.7%	3.4%
年 400 万円超の所得	3.6%	4.6%
(特定の共同組合等の年 10 億円超の所得	4.3%	5.5%)

④ 収入金額課税法人の収入割の標準税率

電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率

	現 行	改正案
	0.7%	0.9%

6 復興支援のための税制上の措置

7 沖縄振興関連

8 その他の租税特別措置等

〔新設・拡充等〕

(5) 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度について、一定の措置を講ずる。

(6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、見直しを行った上、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械

装置等への買換え以外の措置の適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

〔延長〕

(2) 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）の適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

(10) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を撤廃する。

(11) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻による還付制度の不適用措置の適用期限を2年延長する。

〔廃止・縮減等〕

(2) 法人税額から控除される特別控除額の特例について、当期の法人税額から控除できる税額控除可能額の合計額を当期の法人税額の90%に引き下げる（所得税についても同様とする。）。

(7) 短期の土地譲渡益に対する追加課税制度について、適用除外措置の範囲から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡を除外した上、適用停止措置の期限を平成29年3月31日まで延長する。

9 その他

四 消費課税

1 車体課税の見直し

2 復興支援のための税制上の措置

3 租税特別措置等

4 その他

(1) 消費税の簡易課税制度のみなし仕入率について、次の見直しを行う。

① 金融業及び保険業を第5種事業とし、そのみなし仕入率を50%（現行60%）とする。

② 不動産業を第6種事業とし、そのみなし仕入率を40%（現行50%）とする。

(注) 上記の改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間に適用する。

(3) 消費税の課税売上割合の計算上、金銭債権の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとする。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用する。

五 国際課税

- 1 国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）
- 2 その他

六 納税環境整備

- 1 猶予制度の見直し
 - (1) 換価の猶予の特例（申請）の創設
 - (2) 納税の猶予及び換価の猶予（職権）の見直し
- 2 税理士制度の見直し
 - (1) 租税教育への取組の推進
 - (2) 調査の事前通知の規定の整備
 - (3) 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し
 - (4) 税理士試験の受験資格要件の緩和
 - (5) 補助税理士制度の見直し
 - (6) 公認会計士に係る資格付与の見直し
 - (7) 税理士に係る懲戒処分 of 適正化
 - (8) 懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し
 - (9) 事務所設置の適正化
 - (10) 税理士証券の定期的交換
 - (11) 電子申告等に係る税理士業務の明確化
 - (12) 会費滞納者に対する処分の明確化

(13) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、(2)、(6)、(8)及び(11)を除き、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

3 国税不服申立制度の見直し

国税に関する不服申立て手続について、行政不服審査法の見直しに伴い、次に掲げる所要の規定の整備を行う。

(1) 処分に不服がある者は、直接審査請求ができることとする（現行「異議申立て」と「審査請求」の 2 段階の不服申立前置）。なお、現行の審査請求に前置する「異議申立て」は「再調査の請求（仮称）」に改める。

(2) 不服申立期間を処分があったことを知った日の翌日から 3 月以内（現行 2 月以内）に延長する。

(3) ～ (6) 省略

(注) 上記の改正は、(5)を除き、改正行政不服審査法の施行の日から適用する。

4 その他

(5) 税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税者本人の同意がある場合として税理士法第 30 条の規定による書面による旨の記載がある場合には、当該納税者への通知に代えて、税務代理人への通知ができることとする。

(注) 上記の改正は、平成 26 年 7 月 1 日以後に行う事前通知について適用する。

七 関税

【参考】与党「平成 26 年度税制改正大綱」における検討事項

- 1 年金課税のあり方
- 2 医療費控除のあり方
- 3 NISA について
- 4 寄附金税制について
- 5 小規模企業等に係る税制のあり方
- 6 寡婦控除について
- 7 地域医療を担う医療法人の医業継続に係る税制のあり方
- 8 低炭素化設備の普及を目的とした贈与税の特例措置について
- 9 投資法人等の課税
- 10 日本郵便株式会社等に係る税制上の措置
- 11 医療に係る税制のあり方
- 12 国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税のあり方
- 13 酒税について
- 14 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化について
- 15 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について
- 16 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率について
- 17 収入金額の外形標準課税の対象法人への課税の枠組みの検討
- 18 設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税について
- 19 利用の効率化及び高度化の促進が必要な農地に対する課税について
- 20 セルフメディケーションへの税制のあり方

日時 平成 26 年 2 月 7 日 (金)

9 時 30 分～

場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 平成 26 年度国税専門官の募集について

(総務課)

別添 1 「平成 26 年度国税専門官採用試験要綱」 参照

(2) 確定申告期において管理運営部門から特にお願いしたい事項について

(管理運営部門)

イ 申告書等の早期提出等について

ロ 期限内納付指導及び振替納税の利用推進について

- (3) 国外財産調書及び国外財産調書合計表の提出について (個人課税部門)
別添 2 「国外財産調書合計表」及び別添 3 「国外財産調書」参照
- (4) 一般的な税務相談の自己解決について (個人課税部門)
- (5) 平成 25 年分の国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の改善点について (個人課税部門)
- イ 復興特別所得税等の税制改正に伴うシステム改正
 - ロ 新たなパソコン環境への対応
 - ハ 所得・所得控除等の入力画面のレイアウト変更
 - ニ 作成対象年分の拡大
 - ホ 年分及び税目のシームレス化 (連続作成機能の追加)
- (6) e-Tax を利用して所得税の確定申告をする際の留意事項について (個人課税部門)
- イ 源泉徴収票、医療費の領収書等の記載事項の確実な入力
 - ロ 申告書等送信票 (兼送付書) への確実なチェック
 - ハ 5 年間の確実な保存 (添付書類を省略した場合であっても、添付書類を確認させていただく場合がありますことを、ご承知おき願います。)
- (7) 東日本大震災による災害等に伴い延長した福島県下 12 市町村に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の終了について (総務課)
- 別添 4 「福島県下 12 市町村に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の終了について」及び別添 5 「【東日本大震災により被害を受けられた方へ】」参照

5 県税事務所からの連絡事項

個人事業税に係る照会文書の送付について

(1) 平成 25 年分不動産の賃貸状況について (お尋ね)

(2) 平成 25 年分医師及び歯科医師等の社会保険診療等に係る収入金額等の明細書について (お尋ね)

別添 6 「個人事業税に関する照会文書の送付について」 参照

添付書類

- | | |
|---|----------|
| 1 「平成 26 年度国税専門官採用試験要綱」 | (総務課) |
| 2 「国外財産調書合計表」 | (個人課税部門) |
| 3 「国外財産調書」 | (個人課税部門) |
| 4 「福島県下 12 市町村に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の終了について」 | (総務課) |
| 5 「【東日本大震災により被害を受けられた方へ】」 | (総務課) |
| 6 「個人事業税に関する照会文書の送付について」 | (県税事務所) |

平成 26 年度国税専門官採用試験要綱

- ※ ■ 受験資格 1 昭和 59 年 4 月 2 日～平成 5 年 4 月 1 日生まれの者
2 平成 5 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
(1) 大学を卒業した者及び平成 27 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
(2) 人事院が (1) に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ※ ■ 試験の程度 大学卒業程度
- ※ ■ 申込み方法等 **【原則】インターネット申込み**
○次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
○受付期間
平成 26 年 4 月 1 日 (火) 午前 9 時～4 月 14 日 (月) [受信有効]
- 【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参**
○提出先
希望する第 1 次試験地に対応する国税局又は国税事務所
○受付期間
平成 26 年 4 月 1 日 (火)・4 月 2 日 (水)
[4 月 2 日 (水) までの通信日付印有効]
- ※ ■ 試験日 第 1 次試験日 平成 26 年 6 月 8 日 (日)
第 2 次試験日 平成 26 年 7 月 15 日 (火)～7 月 23 日 (水) のいずれか第 1 次試験合格通知書で指定する日時
- 試験地 第 1 次試験地 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか
第 2 次試験地 さいたま市ほか
- 合格者発表日 第 1 次試験合格者 平成 26 年 7 月 1 日 (火) 午前 9 時
最終合格者 平成 26 年 8 月 20 日 (水) 午前 9 時
- 問合せ先 ○インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課 TEL: 03-3581-5311 内線 2332
午前 9 時 30 分から午後 5 時 (土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)
○上記以外の問合せ
関東信越国税局人事第二課試験係 TEL: 048-600-3111 内線 2097
午前 8 時 30 分から午後 5 時 (土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

(注) ※印は優先的に広報を依頼する事項

FA5001

税務署長
年 月 日

平成 年 2月3日分 国外財産調書合計表

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	〒											フリガナ											提出用
	氏 名																						
	性別		職業										電話番号		(自宅・勤務先・携帯)								
	男 女																						
生年月日												財産及び債務の明細書の提出有		番号									

財産の区分		価 額		財産の区分		価 額	
		百万	千 円			百万	千 円
1	土 地			12 そ の 他 の 財 産	保険の契約に 関する権利		
2	建 物				株式に関する 権 利		
3	山 林				預 託 金 等		
4	現 金				組 合 等 に 対 する 出 資		
5	預 貯 金				信 託 に 関 する 権 利		
6	有 価 証 券				無 体 財 産 権		
7	貸 付 金						
8	未 収 入 金						
9	書 画 骨 と う 美 術 工 芸 品						
10	貴 金 属 類				そ の 他 の 財 産 (上 記 以 外)		
11	動 産 (上記4、9、10以外)			合 計 額			

備考

税 理 士
署名押印
電話番号

区 分	A	B	C	D	E	F	G	H	J
異 動			年		月				日
通信日付印 (年月日)	(. .)								

番号

平成 年 12 月 31 日分 国外財産調書

提出用

国外財産を 有する者		住 所				
		〔又は事業所、 事務所、居所など〕				
		氏 名		(電話)		
国外財産 の 区 分	種 類	用 途	所 在	数 量	価 額	備 考
合 計 額						
(摘要)						

() 枚のうち () 枚目

記者発表資料
平成 26 年 1 月 31 日
国 税 庁

福島県下 12 市町村に係る国税の申告・納付等の
期限延長措置の終了について

1. 東日本大震災の発生に伴い、国税通則法第 11 条及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 15 日付国税庁告示により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の 5 県について同月 11 日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。
その後、各地域の復興等の状況を踏まえ、順次、期限延長措置を終了してきましたが、福島県の田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の 12 市町村については、国税の申告・納付等の期限が引き続き延長されています。
2. 今般、当該 12 市町村における自主的な申告・納付の状況、期限延長措置の終了に係る地元自治体の意見等を踏まえ、当該 12 市町村に係る期限延長措置を平成 26 年 3 月 31 日をもって終了することとしました。
3. ただし、この期限延長措置の終了により、当該 12 市町村の納税者の方々が複数年分の申告・納付等をしなければならなくなることを考慮して、1 年間の手続期間を設け、平成 27 年 3 月 31 日までに申告・納付等の手続を行っていただくこととします。
また、同日までに申告・納付等をすることが困難な方については、個々の事情を踏まえ、更なる期限延長を行うこととしています。
4. 東日本大震災により被災した納税者の中には全国各地に避難されている方もおられることから、税に関する相談等については、全国の最寄りの税務署で対応できる体制を整備しています。納税者の方からの相談等に対しては、引き続き納税者の方の立場に立って親切・丁寧に対応いたします。

申告・納付等の期限延長措置の終了に伴う対応について

申告・納付等の期限延長措置の終了に伴い、申告書の作成に時間を要する被災者からの申告相談に的確に対応する必要があることから、以下のとおり、仙台局管内署への職員派遣をはじめ、確定申告期の納税者対応に万全を期すための体制を構築することとしています。

1 仙台局管内署への職員派遣

(1) 派遣期間

平成 26 年 2 月 13 日（木）～ 3 月 18 日（火）

(2) 派遣先署及び派遣人員

派遣先署	派遣人員	派遣元国税局
福島署	26 人	名古屋国税局・熊本国税局・金沢国税局
郡山署	28 人	大阪国税局・高松国税局・沖縄国税事務所
いわき署	43 人	東京国税局・名古屋国税局・福岡国税局
仙台市内 3 署	48 人	東京国税局・大阪国税局・広島国税局・札幌国税局
合計	145 人	

（注）平成 26 年 2 月 3 日から 3 月 31 日までの間、仙台国税局・税務署から上記 6 署のほか、相馬署などの被災地域等を管轄する 12 署に対して、合計 500 人程度の職員を派遣することとしています。

また、仙台局管内の相馬署においては、署内に電話相談サテライトを設置し、20 名体制で納税者からの電話相談に対応することとしています。

2 閉庁日対応署の拡大

申告・納付等の期限延長措置の終了に伴い、被災者が申告しやすい環境を極力整備する措置として、被災者の方に手続をしていただく平成 27 年 3 月 31 日までの 2 期（平成 25 年分及び平成 26 年分の確定申告期）については、12 市町村を所轄する相馬署及び郡山署、特に避難者が多いいわき署についても閉庁日対応署とすることとしました（平成 25 年分の確定申告期については、平成 26 年 2 月 23 日（日）及び 3 月 2 日（日）に閉庁日対応を実施）。

平成26年2月23日及び3月2日の日曜日に確定申告の相談等を行う税務署(変更後)

国税局(所)	都道府県	税務署名等
札幌国税局	北海道	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東
仙台国税局	青森県	青森
	岩手県	【盛岡】
	宮城県	仙台北・仙台中・石巻 合同会場(仙台北・仙台中・仙台南)
	秋田県	合同会場(秋田南・秋田北)
	山形県	【山形】
関東信越国税局	福島県	【福島】・【郡山】・【いわき】・【相馬】
	茨城県	【日立】・【土浦】・【竜ヶ崎】 合同会場(水戸・太田)
	栃木県	【宇都宮】
	群馬県	【前橋】・【高崎】
	埼玉県	川越・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 合同会場(熊谷・行田) 合同会場(川口・西川口) 合同会場(浦和・大宮)
	新潟県	【新潟】
	長野県	【長野】
東京国税局	千葉県	千葉東・千葉南・【千葉西】・【市川】・船橋・【木更津】・【松戸】・【成田】・柏 江東西・江東東・目黒・中野・杉並・荻窪・豊島・王子・荒川・板橋・葛飾・江戸川北・ 江戸川南・【八王子】・立川・武蔵野・青梅・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 合同会場(越前・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・四谷・新宿・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島) 合同会場(品川・荏原) 合同会場(大森・雪谷・蒲田) 合同会場(練馬東・練馬西) 合同会場(足立・西新井) 合同会場(世田谷・北沢・玉川・渋谷)
	神奈川県	鶴見・横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・【平塚】・鎌倉・藤沢・小田原・ 相模原・厚木・大和 合同会場(横浜中・保土ケ谷)
	山梨県	甲府
	富山県	【富山】
	石川県	金沢
金沢国税局	福井県	福井
名古屋国税局	岐阜県	合同会場(岐阜北・岐阜南)
	静岡県	合同会場(静岡・清水) 合同会場(浜松西・浜松東)
	愛知県	豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 合同会場(名古屋東・名古屋北・尾張瀬戸) 合同会場(名古屋西・名古屋中村・熱田・中川) 合同会場(千種・名古屋中・昭和) 合同会場(刈谷・西尾)
	三重県	【津】
	滋賀県	大津・草津
大阪国税局	京都府	宇治 広域センター(上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見) 堺・岸和田・豊能・【吹田】・【泉大津】・枚方・茨木・八尾・泉佐野・【富田林】・【門真】・東大阪
	大阪府	広域センター(大阪福島・西・西淀川・旭・城東・東淀川・北・大淀・東) 広域センター(港・天王寺・浪速・東成・生野・阿倍野・住吉・東住吉・西成・南)
	兵庫県	【姫路】・【尼崎】・【明石】・西宮・芦屋・【伊丹】・【加古川】 広域センター(灘・兵庫・長田・須磨・神戸)
	奈良県	奈良・葛城
	和歌山県	和歌山
	鳥取県	【鳥取】
広島国税局	島根県	【松江】
	岡山県	合同会場(岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸)
	広島県	合同会場(広島東・広島南・広島西・広島北)
高松国税局	山口県	【山口】
	徳島県	【徳島】
	香川県	高松
	愛媛県	松山
福岡国税局	高知県	高知
	福岡県	香椎・【西福岡】 合同会場(門司・若松・小倉・八幡) 合同会場(博多・福岡)
	佐賀県	佐賀
熊本国税局	長崎県	【長崎】
	熊本県	熊本西・熊本東
	大分県	【大分】
	宮崎県	【宮崎】
沖縄国税事務所	鹿児島県	【鹿児島】
	沖縄県	合同会場(那覇・北那覇)

- (注)1 合同会場では、()内の税務署管内の納税者の申告書の收受等を行います。
- (注)2 広域センターでは、()内の税務署管内以外の納税者の申告書も収受等を行います。
- (注)3 ()書きの税務署は、相談会場が税務署庁舎と異なります。
- (注)4 上記1～3の相談会場の設置場所については、国税庁ホームページの各国税局・沖縄国税事務所ページで確認されるか、最寄りの税務署におたずねください。

【東日本大震災により被害を受けられた方へ】

～被災時の納税地が福島県の下記の地域内にあった方の税務手続のお知らせ～

（地域）

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、
川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

東日本大震災が発生した平成 23 年 3 月 11 日以後に到来する申告・納付等の期限を延長していましたが、平成 26 年 1 月 31 日付国税庁告示により、上記地域に係る延長措置は終了することとなりました。

- すべての国税の申告・納付等については、

平成 27 年 3 月 31 日（火）までに手続をお願いします。

※ 平成 23 年 3 月 11 日以後に期限が到来するすべての税目に係る申告・納付等の手続が対象となります。例えば、申告所得税の場合、平成 22 年分以降の申告等が対象となります。

- **まずは上記地域を所轄する税務署又は最寄りの税務署まで電話等によりご連絡ください。**

※ お電話は、自動音声案内に従って「0」番（電話相談センター）を選択してください。

【上記地域を所轄する税務署】

福島税務署 024-534-3121：川俣町

郡山税務署 024-932-2041：田村市

相馬税務署 0244-36-3111：南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、
双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

【最寄りの税務署】

熊谷税務署 048-521-2905

【申告相談の予約】

平成 26 年 2 月以降、各税務署では申告相談を受け付けていますが、税務署は混雑することが想定されますので、東日本大震災に係る申告相談については、電話による事前のご予約をお願いします。

※ 電話によるご予約は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで受け付けております。

【申告・納付等の手続が困難な方へ】

平成 27 年 3 月 31 日（火）においても申告等が困難な方については、更なる延長措置を受けることができますので、その場合には、所轄税務署又は最寄りの税務署までご連絡ください。

また、申告は可能であっても、一時に納付することが困難な方については、申請により、最長で 3 年間、納税の猶予を受けることができます。

※ 申告等の際に必要な書類、申告書の作成方法及びその他手続などについて、ご不明な点等ございましたら、所轄税務署又は最寄りの税務署にお問い合わせください。その他の税務署については、国税庁 HP (<http://www.nta.go.jp>) をご確認ください。



国税庁・国税局・税務署

【東日本大震災に関する特例等】

○ 東日本大震災により被害を受けられた方については、次のような税制上の措置があります。

- ・ 住宅や家財などに損害を受けた方の「所得税の軽減又は免除」及び「雑損控除の損失額の計算等における災害関連支出に係る対象期間の延長の特例」
- ・ 自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった方の「住宅借入金等特別控除の特例」
- ・ 事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方の「純損失の繰越控除の特例」又は「被災代替資産の特別償却」
- ・ 土地等を譲渡した方の「譲渡所得の特別控除等の特例」 など

※ 詳しくは、国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) に掲載している「東日本大震災により被害を受けた場合等の税金の取扱い（パンフレット一覧表）」をご確認ください。

【東京電力（株）から支払を受ける賠償金の税制上の取扱いについて】

○ 次の損害に対して支払を受ける賠償金については、所得税の課税対象になりません（非課税）。

- ・ 「避難生活等による精神的損害」、「避難・帰宅費用」、「一時立入費用」、「生命・身体的損害」、「検査費用（人）」、「検査費用（物）」のうち家事用資産に係るもの、「財物価値の喪失又は減少等」のうち家事用資産（注）及び業務用資産に対するもの」

（注）家事用資産に係る賠償金は非課税ですが、雑損控除の適用を受ける場合には、雑損控除の金額の計算上その金額が必要となる場合があります。詳しくは、所轄税務署又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

○ 次の損害に対して支払を受ける賠償金については、所得税の課税対象となります。

- ・ 個人事業者の「営業損害」、「検査費用（物）」のうち業務用資産及び棚卸資産に係るもの、「財物価値の喪失又は減少等」のうち棚卸資産に対するもの」
- ・ 給与所得者の「就労不能損害のうち給与等の減収分に対するもの（転居費用及び通勤費増加額として支払を受ける部分を除いたもの）」

※ 詳しくは、国税庁HP (<http://www.nta.go.jp>) に掲載しているパンフレット「東京電力（株）から支払を受ける賠償金の所得税法上の取扱い等について」をご確認ください。
個人の方、又は、法人が東京電力（株）から支払いを受ける賠償金の申告方法等について、ご不明な点等ございましたら、所轄税務署又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

個人事業税に関する照会文書の送付について

1 平成 25 年分不動産の賃貸状況について

不動産貸付収入のある方に対して、「平成 25 年分賃貸状況明細書」をご提出いただくための照会文書を送付しています。

2 平成 25 年分医師及び歯科医師等の社会保険診療等に係る収入金額等について

医師及び歯科医師等の個人事業税の算出にあたっては、社会保険診療から生ずる非課税所得の金額や社会保険診療に従事した専従者の控除額の計算が必要となります。そこで、「平成 25 年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書」をご提出いただくための照会文書を送付しています。

3 照会の根拠規定

地方税法第 7 2 条の 5 5 第 4 項及び埼玉県税条例第 3 1 条の 1 0 第 3 項

4 回答期限等

(1) 照会文書発送日

平成 2 6 年 2 月 3 日 (月)

(2) 回答期限

平成 2 6 年 3 月 3 1 日 (月)

5 問い合わせ先

埼玉県熊谷県税事務所

課税第二担当 (個人事業税担当)

0 4 8 - 5 2 3 - 0 4 7 5